

認定職業訓練について

1 職業訓練の認定

事業主等の行う職業訓練のうち、教科、訓練期間、設備等について厚生労働省令で定める基準に適合して行われているものは、申請により訓練基準に適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができ、この認定を受けた職業訓練を認定職業訓練という。（法的根拠 職業能力開発促進法第13条、第24条）

2 認定職業訓練施設数

認定職業訓練には、個々の事業主が単独で行うものといくつかの事業主が共同して行うものがあり、現在、全国で1,380の認定職業訓練施設がある。

3 認定職業訓練の特色

- ・ 訓練科は建築、金属・機械加工、情報処理、和洋裁、調理等
- ・ 訓練生数は全国で約210,000人
- ・ 中小企業が共同で訓練施設を運営している場合が多い

4 認定職業訓練に対する助成

名 称	助成対象者	助成の要件等	助成者及び助成率
認定訓練助成事業費補助金	運営費	中小企業事業主又はその団体若しくはその連合団体	国 1/3 都道府県 1/3
	施設・設備費	都道府県、市町村、職業訓練法人（中小企業事業主の団体に限る（施設費））等	都道府県が設置する場合 国 1/3 市町村、職業訓練法人が設置する場合 国 1/3 都道府県 1/3
広域団体認定訓練助成金	中小企業事業主の団体（構成員が2以上の都道府県にわたるもの）又はその連合団体	中小企業事業主団体又はその連合団体が共同して行う認定訓練（長期間課程及び短期間課程）の運営に関する経費	全国団体（2万人日以上の訓練） 国 2/3 広域団体（全国団体以外） 国 1/2

認定職業訓練助成事業費補助金の支給実績の推移

認定訓練助成事業費補助金については、訓練人員が減少していることなどから、支給金額及び対象人数ともに減少傾向にある。

